

埼玉西部環境保全組合管理職手当支給に関する規則

制定	平成11年	2月12日	規則第5号
改正	平成12年	3月24日	規則第4号
	平成13年	3月28日	規則第10号
	平成16年	12月14日	規則第6号
	平成20年	3月31日	規則第9号
	平成22年	3月31日	規則第4号
	平成23年	3月31日	規則第5号
	平成24年	3月15日	規則第1号



埼玉西部環境保全組合管理職手当支給に関する規則

（趣旨）

第1条 埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条で準用する鶴ヶ島市条例中、職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第7条の規定による管理職手当の支給については、この規則の定めところによる。

（支給の範囲及び支給額）

第2条 管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、次に掲げるとおりとする。

職名	管理職手当の額
事務局 長	62,000円
事務局次長・主席主幹・建設推進室長	46,000円
所長・主幹・専門調査員	36,000円

- 2 前項に掲げる職員が他の職務を兼ねる場合は、主たる職務につき管理職手当を支給する。
- 3 休職期間については、管理職手当は支給しない。
- 4 1の給与期間中（1箇月）15日を超える長期休暇の場合及び長期欠勤の場合については、管理職手当を減額することができる。

第3条 管理職手当の支給期日その他支給についての必要な事項は、給料支給の例による。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年規則第10号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第9号）

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合管理職手当支給に関する規則）

---

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。